

◎新潟県告示第946号

新潟県都市公園条例（昭和60年新潟県条例第46号）第4条第8号に規定する車両の乗り入れができる場所を次のとおり指定する。

平成27年6月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 都市公園の名称
新潟県立鳥屋野潟公園
- 2 公園施設の種類
駐車場
- 3 位置
新潟市中央区久蔵興野字中沖の一部
- 4 区域
別紙図面のとおり

新潟県立鳥屋野潟公園(鍾木地区)・車両乗入区域

